

I 地価調査制度の概要

1 目的

地価調査は、国土利用計画法施行令第9条に基づき、県下全域に基準地を設け、その価格を知事が調査し、公表するものです。

この調査は、国が行う地価公示（調査基準日1月1日）とともに、一般の土地取引に対して取引価格の指標を提供し、適正な地価の形成に寄与する役割を果たすものです。

2 価格の判定

各基準地について、鑑定評価員（不動産鑑定士）が行った鑑定評価結果を審査し、長野県地価調査委員の意見を求め、1平方メートル当たり（林地にあつては10アール当たり）の標準価格を知事が判定します。

なお、標準価格とは、「土地について、自由な取引が行われるとした場合におけるその取引において通常成立すると認められる価格」(国土利用計画法施行令第9条第2項)であり、売り手にも買い手にも偏らない客観的な価格です。

3 価格判定の基準日

平成19年7月1日

4 調査の対象区域及び基準地数

- (1) 設定区域 県下全域
- (2) 基準地数 469地点（平成18年491地点）

(内訳)

用途	平成18年	平成19年	地点数の増減	選定替地点数
住宅地	330	322	-8	3
商業地	101	90	-11	4
準工業地	29	29	0	3
工業地	7	7	0	0
調整区域内宅地	15	15	0	0
林地	9	6	-3	0
計	491	469	-22	10

(注) 平成18年の地点数には、半期地価動向調査22地点を含む。

(半期地価動向調査：国土交通省が地価動向に関する情報を確実に把握・提供する観点から、地価公示を補完する情報を得るため、重要な地点について、独自に都道府県地価調査に併せて価格を調査)